

[事案 23-230] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 2 月 29 日 不受理決定

<事案の概要>

相互会社の社員（契約者）の権利に基づき、保険会社に対して、解約返戻金の計算式の開示を求めたところ、企業秘密に該当するとして拒否されたことを不服とし、既払込保険料および諸経費の支払いを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、既払込保険料の返還を求めるためには、保険契約の無効原因（要素の錯誤等）または取消原因（詐欺等）を主張することが必要であり、保険会社が解約返戻金の計算式の開示に応じないことは、無効原因にも取消原因にもなり得ず、諸経費の支払を求め得る根拠にもなり得ないと判断し、指定(外国) 生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 第 1 項第 9 号に基づき、申立てを不受理とした。